

■コミュニティと真に共働する市役所の実現に向けて

I 福岡市「コミュニティとの共働」推進本部の設置について

1 本部設置の趣旨

- 本市は、平成 16 年度に「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ施策を開始し、住民自治及びコミュニティと市の共働によるまちづくりを推進している。
- これらの施策の成果・課題を検証するとともに、今後の施策のあり方を検討するため、本市は、平成 18 年 10 月に外部委員による検討会を設置した。平成 20 年 10 月、同検討会から市長に対し「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第 2 次）」（最終提言）が提出され、その中で「コミュニティの自治の確立に向けた方策」及び「コミュニティと市の共働に向けた取り組み」について提言がなされた。
- 本市においては、今後、この提言を踏まえた取り組みを実施していくが、特に「コミュニティと市の共働」に向けては、職員の意識改革や事業の進め方の見直しなどに全庁的に取り組んでいく必要がある。このため、全局・区・室による推進本部を設置し、「コミュニティと真に共働する市役所」の実現に向け、全庁を挙げた取り組みを推進していく。

※ 別紙 福岡市「コミュニティとの共働」推進本部設置要綱

2 現状と課題

- 地域においては、現在、全市の約 97%の校区・地区で自治協議会が設立され、自治協議会を中心に、よりよい地域をつくるための活動が行われている。
- しかしながら、本市においては、『自治』や『自治協議会制度』など基本的な考え方が職員に理解されていない「コミュニティの主体性が十分に尊重されていない」など、コミュニティとの共働の実現に向け、依然として多くの課題がある。

<参考> コミュニティから寄せられている主な意見

- ・各校区では、市の提案を基に、校区横断的な自治組織への改革、風通しのよいコミュニティづくりに努力してきたが、市役所では、まだ多くの所属でコミュニティについて旧態依然とした考え方（上意下達、全市一律）をしている。
- ・自治協議会や自治会・町内会などの自治組織は、行政の下部組織ではない。また、自治会・町内会長は、もはや町世話人ではない。このことをきちんと理解した上で、施策を実施してもらいたい。
- ・平成 16 年度当初に地域に示した考え方を全職員に徹底してほしい。
- ・地域では、自治協議会で話し合っ、いろいろなことを決めている。私たちの考えや事情も尊重してほしい。
- ・事前の説明や意見交換などをもっと積極的に行ってもらいたい。

<参考> 「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」最終提言の主な内容

検討会の最終提言においては、真に住みよいまちをつくっていくために目指すべき姿が示された上で、「自治」「共働」の実現に向けて取り組むべき事項が提言された。

【目指す姿】

◆ コミュニティにおいて自治が行われている

- 地域の課題を解決し住みよいまちをつくるため、小学校区（校区）を基本的な単位として、自治協議会を中心に、自分たちの地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施している。
- 自治会・町内会が、多くの住民の加入を得て活発に活動し、自治協議会を中心とした校区のコミュニティづくりを支えている。
- 自治協議会、自治会・町内会の情報が広く住民に公開され、透明性が確保されている。また、住民の理解と合意の下、公正で民主的な運営が行われている。

◆ コミュニティと市が共働している

- コミュニティと市が、互いを認め合い、信頼し合う、対等なパートナーとしての関係を築いている。
- 「住みよいまちをつくる」という共通の目標に向け、コミュニティと市が話し合い、それぞれの役割と責任を果たしながら、知恵と力を合わせて取り組んでいる。
- 市は、コミュニティの自治の確立に向けて各種の施策を実施するとともに、自治のもとでコミュニティが行う活動に対し、必要な支援（コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援など）を行っている。

【市及びコミュニティが取り組むべき事項】

1 コミュニティの自治の確立に向けた方策

- (1) 自治の意義や重要性を市民に広報し、自治意識の醸成を図る。
- (2) 自治組織（自治協議会、自治会・町内会）の活性化・組織強化を図り、自治の基盤をつくる。

2 コミュニティと市の共働に向けた取り組み

- (1) 市とコミュニティ双方の意識改革を進め、対等なパートナー関係を確立する。
- (2) コミュニティに関する施策の進め方を見直し、コミュニティの基本単位である「校区」重視の施策を推進する。
- (3) 「コミュニティの総合窓口」である区役所地域支援部（区政推進部）の機能充実、コミュニティ活動支援の強化を図り、コミュニティと市の連携を強化する。

II 推進本部における具体的な取り組みについて

1 職員の意識改革

- 安全・安心に、また快適に暮らせる「住みよいまち」をつくるをつくるためには、住民が自ら地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施すること＝「コミュニティの自治」、その上で、コミュニティと市が、それぞれの役割と責任を果たしながら一緒に取り組んでいくこと＝「コミュニティと市の共働」が必要である。
- 職員一人ひとりが「コミュニティの自治」「コミュニティと市の共働」について基本的な考え方を理解し、上下関係のない「対等なパートナー」として、コミュニティと共働でまちづくりを行うことができるよう、意識改革に取り組む。

2 事業の進め方の見直し

① コミュニティの自治を尊重した事業の推進

- 本市がさまざまな分野で実施している事業のうち、コミュニティに関係するもの（地域で実施するハード・ソフトの各種事業、コミュニティの活動を支援する事業 など）について、コミュニティの自治、コミュニティの意思を十分に尊重しながら実施するよう、見直しを行う。
- 具体的には、「市が主体となって実施する事業」と「コミュニティの活動を支援する事業」の区別を明確にし、それぞれ次の方向で取り組みを行う。

【市が主体となって実施する事業】

- ・市が一方的・全市一律に事業を決定し通知するのではなく、自治協議会をはじめとしたコミュニティの意向や地域の実情を踏まえて決定・実施することを徹底する。

【コミュニティの活動を支援する事業】

- ・活動の主体はコミュニティであることをしっかりと認識し、市の意向を押し付けることがないよう徹底する。

② 市からコミュニティへの依頼等の見直し

- コミュニティに対して行っている多くの依頼等（協力依頼、情報提供、提案）について、各担当部署で一つひとつ精査し、廃止を含めた抜本的な整理・削減に全市で取り組む。
- 具体的には、「市の業務への協力を依頼しているもの（協力依頼）」と「コミュニティにとって有益との判断で、情報提供や提案を行っているもの（情報提供、提案）」の区別を明確にし、それぞれ次の方向で見直しを行う。

【市の業務への協力を依頼しているもの（協力依頼）】

- ・協力依頼の目的・内容を精査し、抜本的な整理・削減に取り組む。
- ・どうしても依頼せざるを得ないものは、
 - －相手方の負担が軽減される方法に変更するなどの取り組みを行う。
 - －それでもなお相手方の負担が大きく、かつコミュニティや地域の住民にとって不可欠でない事柄に関する協力依頼については、費用弁償などを行う。

【情報提供や提案を行っているもの（情報提供、提案）】

- ・活動主体はコミュニティであることをしっかりと認識し、市の意向をコミュニティに押し付けることがないよう徹底する。

3 コミュニティと向き合う体制づくり

- 市の組織が「縦割り」であるためにコミュニティ内で混乱が生じることがないように、区役所区政推進部（博多区は地域支援部）を中心に、各局と各区役所間などの日常的な連携・情報共有を進める。
- 具体的には、コミュニティに関係する事業について所管部署と区政推進部の連絡を密にするとともに、区政推進部から地域に関する情報提供を行い、市役所が一体となってコミュニティと向き合う体制をつくる。

※ 今後のスケジュール

平成 21 年

4月 市民局から全局・区・室に依頼文を送付、全局・区・室で取り組みを開始
「市からコミュニティへの依頼等」の現状を調査（市民局から全庁に照会）

7月 「福岡市コミュニティ施策推進委員会（仮称）」*を設置、第1回推進委員会開催
（*取り組みの進捗状況を定期的に確認する機関。学識経験者、自治協議会会長等で構成）

8月 第2回推進本部開催（取り組み状況の確認、推進委員会の報告等）

10月 上半期の取り組み状況を調査（市民局から全庁に照会）

11月 第2回推進委員会、第3回推進本部開催

（以後、推進委員会と推進本部をそれぞれ年2回のペースで開催し、全庁的な取り組みを推進）